

四の卷曰、春のけふきたり霞の雨ばをり、因果物語卷の二曰、武州神奈川の宿にある旅人宿をがりて、朝とく立出るとして、雨のふりければ、亭主の雨ばをりをぬすみきて出んとするに、何ものとも玄れず、それは亭主の雨羽織なり、とあるを以て、思ひあはすれば、むかしは布の羽織に、油を引で雨衣とせしものを見ゆ、そを後に紙にてこしらへたる故に、紙羽織といへるを省きて、かつばと音便にしていへるなるべし。物類稱呼卷の四曰、雨衣、江戸にて、もめんかつ、また大和志卷の四、平群郡土産の部に、雨衣俗能用_三村紙製_二合羽_一など見ゆれば、後には紙にてこしらへそめじき表_二よし_一玄られたり。

〔享保集成絲綸錄十五〕寶永七寅年五月

覺

○御成之節雨降候はゞ、御供之面々、がさ合羽御免之事、
○雨降候節は、御成先勤番之面々組共に、がさ合羽是又御免之事、
○御道筋勤番同斷之事、
○右之通、雨降候節は、難儀可仕と被思召候三付、御免被遊候間、向後著用可仕候、已上、
○五月

享保十六亥年五月

○公方様、大納言様、御城中御成之節雨降候はゞ、御供之面々、奉合羽被遊御免候、向後著用可仕候、
○但紅葉山御參詣之節ハ、只今迄之通たるべく候、
○右之通可被相觸候

五月

〔享保集成絲綸錄十六〕正保五子年二月